

高知県公安委員会告示生企第21号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月1日

高知県公安委員会委員長

松尾 晋次

別表のとおり

別表

申請者	製造業者名	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
大阪府大阪市中心区内本町一丁目 1番4号 株式会社J F J 代表取締役 村上 和繁	左同	ぱちんこ遊技機 e 女神のカフェテラスヒロイン s コレクション J G S 6 1 0 7 0 2	告示の 日から 3年間
愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目 56番地 株式会社ニューギン 代表取締役 新井 宏明	左同	ぱちんこ遊技機 e 花の慶次～雲のかなたに H 6 P 0 6 6 8	告示の 日から 3年間
愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目 56番地 株式会社ニューギン 代表取締役 新井 宏明	左同	ぱちんこ遊技機 e ワンパンマン 2 ～正義執行 N 5 6 1 0 4 5 8	告示の 日から 3年間
愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目 56番地 株式会社ニューギン 代表取締役 新井 宏明	左同	ぱちんこ遊技機 P H レディースオープン G O 6 1 0 5 8 9	告示の 日から 3年間
東京都台東区東上野一丁目 1 番 14 号 株式会社大都技研 代表取締役 木原 海俊	左同	回胴式遊技機 L / V i v y / A 5 6 S 0 5 5 9	告示の 日から 3年間
東京都台東区東上野一丁目 16 番 1 号 株式会社アムテックス 代表取締役 金子 明利	左同	ぱちんこ遊技機 P H トキオ 6 V A M 2 6 1 0 5 7 2	告示の 日から 3年間
東京都台東区東上野一丁目 16 番 1 号 株式会社アムテックス 代表取締役 金子 明利	左同	ぱちんこ遊技機 e エイティシックス L B M 1 6 P 0 1 5 5	告示の 日から 3年間
東京都台東区東上野一丁目 16 番 1 号 株式会社オリンピア 代表取締役 諸見里 敏啓	左同	回胴式遊技機 L ブルーリフレクション帝 L 1 6 3 0 5 7 0	告示の 日から 3年間

別表

申請者	製造業者名	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号 株式会社ジェイビー 代表取締役 毒島 壮	左同	ぱちんこ遊技機 e フィーバー妖怪ウォッチR 610769	告示の日から 3年間